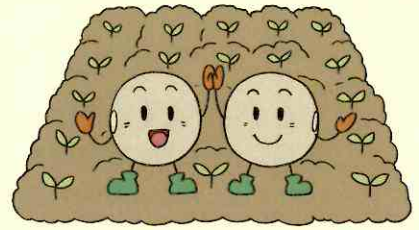


NOSAI の大豆共済

1. 加入要件

収穫することを目的とする大豆を、農家ごとに
5a以上作付けしていること。
また、作付けしている筆は全てご加入いただけます。



2. 補償方式(引受方式)

- ① **全相殺方式(9割、8割、7割補償)** ※補償割合が選択できません
農家単位の引受となります。
過去の出荷データを基に基準収穫量を設定し、総基準収穫量に
選択した補償割合分を補償する方式です。
- ② **半相殺方式(8割、7割、6割補償)** ※補償割合が選択できません
農家単位の引受となります。
耕地ごとの基準となる収穫量の合計に選択した補償割合分を補償
する方式です。
- ③ **一筆方式(7割補償)**
一筆(耕地)単位の引受となります。
一筆(耕地)ごとの基準となる収穫量の7割を補償する方式です。
※一筆方式は令和3年産の引受をもって廃止となります。
- ④ **地域インデックス方式(9割、8割、7割補償)** ※補償割合が選択できません
農家単位の引受となります。
市町ごとの統計データを基に基準収穫量を設定し、総基準収穫量に選択した補償割合分を補償する方式です。



3. 補償額(共済金額)

全相殺方式 農家単位 9割、8割、7割	補償金額(共済金額) = 単位当たり共済金額 × [基準収穫量 × 選択した補償割合]
半相殺方式 農家単位 8割、7割、6割	補償金額(共済金額) = 単位当たり共済金額 × [基準収穫量 × 選択した補償割合]
一筆方式 一筆単位 7割	補償金額(共済金額) = 単位当たり共済金額 × [基準収穫量 × 補償割合(7割)]
地域インデックス方式 農家単位 9割、8割、7割	補償金額(共済金額) = 単位当たり共済金額 × [基準収穫量 × 選択した補償割合]

※白大豆の単位当たり共済金額は、経営所得安定対策に伴い、交付金対象・交付金対象以外の方で価額が異なります。
また、類区分により、黒大豆の価額も異なります。

4. 補償対象災害

全ての気象災害、火災、病虫害、獣害等です。

- ※ 通常すべき管理やその他損害防止(防除等)を怠った時は、分割評価を適用し、その減収分
についての共済金は支払われません。
- ※ 以下の場合は、共済金の一部又は全部が支払われない場合があります。
 - ・ 共済事故の発生通知を怠り、また悪意もしくは重大な過失によって不実の通知をしたとき
 - ・ 悪意もしくは重大な過失によって畑作物共済加入申込書に不実の記載、あるいは不実の変更通知をしたとき
 - ・ 植物防疫法の規定に違反した結果生じた損害



5. 補償期間

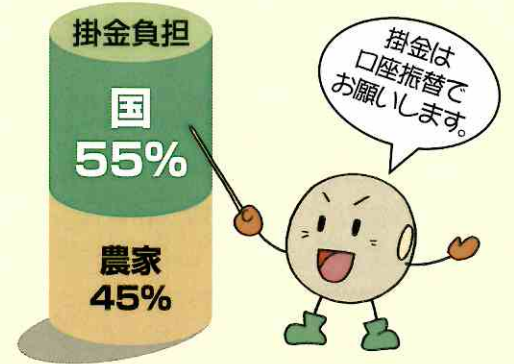
発芽期から収穫期までです。 ※収穫期とは、地域の状況に適した収穫時期です。

6. 共済掛金

$$\text{共済掛金} = \text{補償額 (共済金額)} * \times \text{掛金率}$$

※前記の〈3.補償額 (共済金額)〉

掛金率は、補償方式ごと、危険段階区分ごとに異なり、農家ごとの危険段階は毎年見直されます。
共済掛金のうち国から55%の負担があるため、実際の農家負担は45%となります。
共済掛金以外に、賦課金(事務費)が加算されますのでご了承ください。



7. 支払共済金

※最高補償割合を選択した場合の計算となっています。

全相殺方式

農家単位 9割

$$\text{支払共済金} = \text{単位当たり共済金額} \times \text{共済減収量} (\text{※1})$$

$$\text{※1) 共済減収量} = (\text{基準収穫量} - \text{実収穫量}) - \text{基準収穫量} \times 0.1$$

半相殺方式

農家単位 8割

$$\text{支払共済金} = \text{単位当たり共済金額} \times \text{共済減収量} (\text{※2})$$

$$\text{※2) 共済減収量} = (\text{基準収穫量} - \text{実収穫量}) - \text{基準収穫量} \times 0.2$$

注) 半相殺方式は、実収穫量が基準収穫量を超える耕地は、基準収穫量を実収穫量として計算します。

一筆方式

一筆単位 7割

$$\text{支払共済金} = \text{単位当たり共済金額} \times \text{共済減収量} (\text{※3})$$

$$\text{※3) 共済減収量} = (\text{基準収穫量} - \text{実収穫量}) - \text{基準収穫量} \times 0.3$$

地域インデックス方式

農家単位 9割

$$\text{支払共済金} = \text{単位当たり共済金額} \times \text{共済減収量} (\text{※4})$$

$$\text{※4) 共済減収量} = (\text{基準収穫量} - \text{当年度産統計収穫量}) - \text{基準収穫量} \times 0.1$$

一筆・半相殺方式は、収穫時期の検見又は刈取実測による方法、全相殺方式については、出荷伝票により収穫量を算定する方法で、共済減収量を求めます。

※実収穫量は、特定加工用大豆以上の品位までとなります。

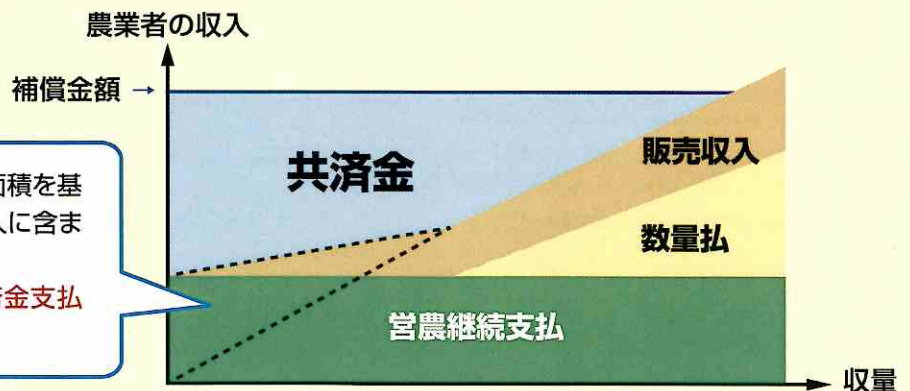
8. 被害申告

補償対象災害により、減収が見込まれた場合には速やかに共済組合までご連絡ください。

9. 営農継続支払交付対象者の方の補償イメージ

※数量払いのみの場合は対象外となります。

「営農継続支払」は、本年産作付面積を基に支払われますので、農業者収入に含まれます。そのため、点線内の部分が、共済金支払対象から除かれます。



栃木県農業共済組合

本所

〒321-0903 宇都宮市下平出町前表319-1
TEL 028-683-5531 FAX 028-683-5530



NOSAIとちぎ
くわしくは、
お近くのNOSAIへ